

地 発 0 3 3 1 第 3 号
基 発 0 3 3 1 第 2 8 号
職 発 0 3 3 1 第 2 7 号
雇 児 発 0 3 3 1 第 1 1 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

本省及び都道府県労働局の組織改正に伴う関係通達の改正について

厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）が改正され、平成28年4月1日から、大臣官房地方課「企画室」の廃止、労働基準局労働条件政策課「労働紛争処理業務室」の設置並びに都道府県労働局総務部企画室及び雇用均等室の廃止及び雇用環境・均等部（室）の設置その他所要の改正が行われるところである。

これに伴い、平成28年3月31日までに厚生労働省大臣官房地方課等の本省内部部局から従前に発出した通達その他の文書については、地方官署の組織、定員、定数、予算等の管理関係事務及び行政運営方針等の地方官署の総合的運営に関する事務など厚生労働省大臣官房地方課の所掌に属する事務に係るものを除き、当該通達中の組織及び官職名に係る文言は、別紙のとおり相当の新組織及び官職名に係る文言に読み替えることとする。

なお、「大臣官房地方課組織の改正及びこれに伴う通達等の取扱いについて」（平成27年3月31日地発0331第5号）は廃止する。

現行組織及び官職に係る文言改正について（例）

〔3月31日まで〕

〔4月1日以降〕

- ・ 大臣官房長、大臣官房地方課長（個別労働紛争の解決の促進及び使用者による障害者虐待の防止に関することに限る。）

→ 労働基準局長（課長連名通達の場合は労働基準局労働条件政策課長）
- ・ 大臣官房地方課企画室長（労働紛争処理業務室長含む。）（個別労働紛争の解決の促進及び使用者による障害者虐待の防止に関することに限る。）

→ 労働基準局労働条件政策課労働紛争処理業務室長
- ・ 大臣官房地方課企画室長（労働紛争処理業務室長含む。）（個別労働紛争の解決の促進及び使用者による障害者虐待の防止に関することを除く。）

→ 大臣官房地方課長
- ・ 総務部（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。）

→ 雇用環境・均等部（室）（長）
- ・ 労働基準部（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。）

→ 雇用環境・均等部（室）（長）
- ・ 雇用均等室（長）

→ 雇用環境・均等部（室）（長）
- ・ 総務部企画室（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。）

→ 雇用環境・均等部企画課（長）
雇用環境・均等部指導課（長）
（北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡以外の都道府県労働局においては、雇用環境・均等室（長））
- ・ 総務部企画室（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務を除く。）

→ 総務部総務課（長）
- ・ 労働基準部監督課（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。）

→ 雇用環境・均等部企画課（長）
雇用環境・均等部指導課（長）
（北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡以外の都道府県労働局においては、雇用環境・均等室（長））
- ・ 労働基準部労働時間課（長）

→ 雇用環境・均等部企画課（長）
雇用環境・均等部指導課（長）

- ・ 労働基準部賃金課（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。） → 雇用環境・均等部企画課（長）
雇用環境・均等部指導課（長）
- ・ 労働基準部賃金室（長）（雇用環境・均等部（室）の所掌事務として新たに規定される事務に限る。） → 雇用環境・均等室（長）
- ・ 労働基準監督署次長 → 労働基準監督署副署長